

■浦和野田線（元荒川工区）地元説明会（R4.11）の質疑応答一覧

※質問・回答内容については、皆様に分かりやすくなるように、一部要約して記載させていただいておりますのでご了承ください。

No.	分類	質問内容	回答
1	1.説明会	今回の説明会の対象者、回数、お知らせ範囲の考えは	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会の対象者は用地測量に関係する方だけでなく、都市計画変更決定や事業認可のお知らせ及び今後の進め方についてお知らせさせていただくためにも地域の方々全員を対象としている。 ・回数については、昨年度はコロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止による観点から開催回数を増やし、一度に来場する人を減らす対策を行った。今年度は、そういった行動制限がないことから、休日2回、平日1回とした。 ・お知らせにあたっては、用地測量に関係する方へは郵送、それ以外の方々に対しては、自治会による回覧を行っている。
2	1.説明会	回覧で説明会を知った。自治会に加入してない人は知るすべがなく、実際知らない人もいる。誠意持って住民の意見を受け止める気はあるのか。北越谷地区に住んでいる人全員に参加、意見表明の機会を均等に与えるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・お知らせにあたっては、用地測量に関係する方へは郵送、それ以外の方々に対しては、自治会による回覧を行っている。 ・本日いただいた意見は、今後の説明会の開催にあたっては、より広い意見を伺うべく参考にさせていただく。
3	1.説明会	今日の資料や今後気になったことは、どこに問い合わせればいいのか。	資料P31に記載のある通り、事業全般に関することは越谷県土整備事務所道路施設担当（048-964-5223）に用地・補償に関することは用地担当（048-964-5222）にお問合せいただきたい。
4	1.説明会	次の説明会はいつ、どういった内容で行うか。	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷流山線の線形変更に伴う説明会や、皆様からご要望いただいている事項の検討案を地域の方々全体にご報告する説明会、工事の施工手順等に関する説明会などを予定している。 ・現時点では実施時期は確定していないが今後も適宜、必要な段階で説明会を実施していきたいと考えている。

No.	分類	質問内容	回答
5	1.説明会	この質疑応答の内容はHPで公開されるか。 用地補償などに関する個別の質疑応答も情報としてほしいので公開してほしい。	・本日の質疑応答の概要については後日、越谷県土整備事務所のホームページに公開する。また、これまでの説明会の質疑応答についても掲載しているので参考にしてもらいたい。
6	2.道路計画	資料P.17④の生活環境への対策として、道路を河川側に寄せるとあるがさらに道路の線形を変更するのか。	・道路全体の幅・線形は変えずに、河川側には遊歩道があることから、歩道の幅員を1m減らし3.5mにし、その分、住宅地側を5.5mとすることで、住宅地側への振動や騒音の影響を少しでも減らすとともに、植樹による緩衝帯の設置も行う。
7	2.道路計画	植樹の種類、レイアウト、配置間隔はどのようになるのか。	・植樹帯については、既に整備されている栄進中の前の道路と同様に低木と中木を組み合わせたものを考えている。具体的には、これからの意見交換の中で議論をしながら決定していきたい。
8	2.道路計画	自分の家が計画線にかかるか微妙なところだがどうか。	・最終的には、用地測量の中で、道路の幅等を測量するので、用地測量が完了し次第、計画線がかかるかどうかは明確になる。 ・現時点では、図面上でご確認いただくことになるが、会場横に事業認可の図面を掲示させていただいているので、そちらでご確認いただきたい。この図面は、これまでお示していた都市計画変更の際の図面より詳しいものとなっている。
9	2.道路計画	資料P.11 越谷流山線の道路幅員を教えてください。	現在詳細設計を進めているところであり、確定ではないが、今の案では、右折レーンのある交差点付近は15m、その他の一般部は12mで考えている。
10	2.道路計画	浦和野田線の整備後、水路沿いの道路（宮子どおり）は横断することは出来るのか。	・浦和野田線は4車線道路になるため中央分離帯を整備する。そのため、南北方向の接続する道路からの車両は横断や右折は出来なくなり、左折のみの利用となる。安全で円滑な交通の確保のためにもご理解とご協力をお願いしたい。

No.	分類	質問内容	回答
11	2.道路計画	資料P.10 国道4号から越谷流山線までの区間は、400mくらいあったと思う。この区間に信号計画がないとのことだが、荻島小学校の通学路への影響なども考えられることから押しボタン式信号を設置可能なのかどうか教えてほしい。	・現状の計画では、信号は計画していないが、学校の通学路の関係や、地元の方々の横断に関する要望があることについては、信号を所管する警察と協議をしていく。結果については、説明会等を通じて皆様にご報告させていただく。
12	2.道路計画	越谷流山線より少し西側の部分において、浦和野田線が出来ることにより家への車の出入り等に影響が出ることが懸念されるが、このことに対する生活上の補償はあるか。	・当該部分においては、民地への乗り入れを可能とするために副道を整備する予定である。
13	3.出津橋	出津橋の件について、北越谷側へのアクセスはどうなるのか。横断歩道橋を造るということか	・現時点の計画においては、出津橋と浦和野田線の北側歩道を接続させ、歩道をスロープで東西の交差点に摺り付けていくような構造となっている。東側の大間野南荻島線の交差点で横断していただくか、西側の押しボタン式横断歩道で横断いただく形となる。 ・しかし、これまでの説明会でも地元の方々から円滑で安全な横断方法を求められてきたことから、今後の地元の方々の意見交換会の中で例えば横断歩道橋などの立体横断施設も検討していきたい。
14	3.出津橋	出津地区では高齢化も進んでおり、単に横断歩道橋を造るだけでは高齢者は利用できない。そういったことも含め、出津橋から平面で横断できるような手法はないのか。	・立体横断施設の検討にあたっては、例えば道路を下げてその上を横断させるような案も含めて検討していきたい。
15	3.出津橋	資料P.27 出津橋の南荻島側（北側）では測量しないのか。橋の架け替えにより用地測量が必要になると考えるが、まだ検討中だからやらないのか。	（埼玉県）・今回の用地測量は浦和野田線本線の整備に係る範囲で実施させていただくものである。 （越谷市）・出津橋の架け替え位置はもともと木橋が架かっていた箇所には架け替えることを考えている。今後、浦和野田線の構造と併せ、詳細を検討していくにあたっては、境界の測量等も必要になることも考えられるため、その際には改めて地域の方々にご案内させていただく。

No.	分類	質問内容	回答
16	3.出津橋	資料P.12 出津橋は今までと同じように渡り、駅のほうに行けるのか。押しボタン式信号機が必要な理由が分からない。	・現在の計画では、出津橋と浦和野田線では2 m程度の高低差が生じ、渡った箇所において浦和野田線を横断することは出来ない。そのため、歩道をスロープで東西の交差点に摺り付けていくような構造としており、東側の大間野南荻島線の交差点で横断していただくか、西側の押しボタン式横断歩道で横断いただく形となる。
17	3.出津橋	人間の生活環境を変えるのだから、現在の交通量や利用状況などを十分に調査し、吟味したうえで、技術や費用の問題もあるだろうが、地域の方にとってより良い構造となるようにしていただきたい。	・出津橋周辺の交通については、引き続き、地元の方々の意見を伺いながら検討を進めていき、検討の案について皆さんにご報告させていただいたうえで構造を決定していきたい。
18	4.継続検討事項	これまでワークショップなどにより地元の意見を取り入れるとのことであったが、地元の代表者に限定された。地元住民の意見をどうやって吸い上げていくのか。	・地元代表者と意見交換会を行っていく中で一定の案が出来た段階で地域の方々全員を対象とした説明会等を開催し、地域の方々の意見をお伺いしたいと考えている。また、対策の検討を行っていくにあたり、例えばアンケートを実施するなど、地域の意見を反映させていく。
19	4.継続検討事項	住民意見を取り入れる継続検討事項における検討案について内容がアバウトすぎてわからない。住民に分かるよう具体的に示してほしい。	・現時点では具体的な対策が決まっていない。今後、地元代表者と意見交換をしていく中で、出来るだけ細かく、分かりやすい説明が出来るように努めていく。
20	4.継続検討事項	検討をしていく案について、住民に示すのはいつ頃になるか	・スケジュールについては、概ね2年から3年を目途に遅くとも工事の実施までには、地域の皆さまにご説明の上、対策を決定していく。
21	5.用地測量	土地の権利者が2人いる場合、用地測量の立会において、そのうちの一人が立会できない場合には、委任状があれば一人でもいいのか。委任状は印鑑証明等が必要か。	・用地測量の境界立会にあたっては、委任状により委任された方が立会を行っていただければ問題ない。委任状は通常の認印が良い。
22	5.用地測量	測量の立会について、仕事などの都合により平日に立会が出来ない場合、土日としていただくことは可能か。	・土日も含めて調整可能である。

No.	分類	質問内容	回答
23	5.用地測量	境界の立会については、多くの方が、同日に一度に集まり、行うこととなるのか。	・基本的に同日に立会を行えば良いのだが、都合がつかない場合には後日にでも杭の位置を確認していただき、対象地・隣接地の皆さんから了承いただければ、手続きとして完了する。
24	6.用地補償	補償額を算定するための基準の資料はどこに公表されているか。	・埼玉県ホームページの用地課のページに掲載されている。
25	6.用地補償	土地単価の見直し時期はいつか。	・基準日（認可になった日）を設け、その日を基準に毎年、算定をし直す。
26	6.用地補償	残地とは何か。	・残地とは、道路用地として買収させていただいた後に残る土地のことである。基本的には買収は行わない。
27	6.用地補償	残地は基本的に買収しないとのことだが、残地が使い物にならない場合の補償はあるか。	・土地の価値が下がることに対する残地補償というものがある。 ・実際にどういった形、面積で残地が残るかを調査させていただいたうえで、県の運用指針により判断することになる。個別に協議させていただく。
28	6.用地補償	借家人補償について、例えば、現在の家賃10万円として移転先の家賃12万円との差額の2万円は何か月分補償されるのか。	・同じ面積、同じような条件のアパートを想定した標準家賃という考えを用いて、その差額を補償する。実費の差額、2万円が補償されるわけではない。補償期間も一律ではなく、現在のお宅の状況を物件調査により詳細に調査させていただき算出することになる。
29	6.用地補償	土地の引き渡しに関して更地にして引き渡すとのことだが、更地にするための解体費用も補償で見込まれるのか。また、解体業者を紹介してもらうことは出来るのか。	・補償の中で建物の移転が認められた場合には、建物の解体費や廃棄物の運搬処分費も補償させていただくことになる。 ・ご自身で実施いただく解体について、業者をご紹介することは可能である。
30	6.用地補償	建物のうち一部しか道路にかからない場合にも、全額補償されるのか。	・その建物がどの程度、道路にかかるのか、またそれによりどのような移転工法になるかについては、物件調査させていただかないと分からないため、調査させていただいたうえで補償内容をご説明させていただくこととなる。

No.	分類	質問内容	回答
31	6.用地補償	曳家のために壊さないといけない庭等の補償は出るのか。	・物件調査をさせていただいたうえで、移転工法を決める。曳家工法が通常妥当な方法と認められれば、曳家により影響が生じる庭等への補償も認められる。
32	6.用地補償	資料P.25 隣地の残地を買いたい場合、県で斡旋いただくことは可能か。	・隣地の方の了解が得られればご紹介させていただくことは可能である。